

目的

この運動は、人命尊重の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及徹底を図るとともに、「思いやり」と「ゆずりあい」の心を育て、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、安全で快適な環境づくりを推進し、悲惨な交通事故の防止を図ることを目的とする。

実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

スローガン

運転者(同乗者を含む)に対するもの	守ろうよ チャイルドシートで 子の未来
歩行者・自転車利用者に対するもの	危険です ながらスマホで 踏むペダル
こどもに対するもの	青だけど 自分の目で見て たしかめて

注) 令和7年度使用の交通安全年間スローガンは、全日本交通安全協会と毎日新聞社が共催で募集し選ばれた最優秀作(内閣総理大臣賞受賞作)

運動の基本方針と重点

【基本方針】

『交通事故のない^{えがお}愛顔あふれる愛媛県』を目指した交通安全対策の推進

【重点】

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止対策の推進
- 2 道路横断中の交通事故防止対策の推進
- 3 交差点の交通事故防止対策の推進
- 4 自転車乗車用ヘルメットの着用を始めとする自転車の安全利用の促進
- 5 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底
- 6 夕暮れ時と夜間の交通事故防止対策の推進
- 7 飲酒運転の根絶

運動の進め方

各実施機関・団体は、相互に連携を図りながら、それぞれの組織及び地域の実情に応じ、運動の実施事項及び留意点に配慮した実施計画を定めるなど、この運動が真に県民総ぐるみの運動として展開されるよう、その推進に努めるものとする。

各運動及びキャンペーン

通 年 推 進 キ ャ ン ペ ー ン	
○ 「創ろう！シルバーセーフティ愛媛」キャンペーン(H15 から開始)	
○ 「前見て！運転プロジェクト」(R 7 から開始)	
○ 「大人も手を上げよう」運動 (R 4 から開始)	
○ 「グッドマナーサイクリストE H I M E」キャンペーン(H25 から開始)	
○ 交差点マナーアップキャンペーン(H18 から開始)	
○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート 100%着用キャンペーン(H12 から開始)	
○ 飲酒運転追放キャンペーン(H21 から開始)	

交通安全運動及び期間キャンペーン	
○ 春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
○ 自転車月間	5月1日～5月31日
○ 暴走族追放キャンペーン	6月20日～7月10日
○ えひめ無事故・無違反123コンテスト	8月31日～12月31日
○ 秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
○ 夕暮れ時の早めのライト点灯・前照灯のこまめな切り替えキャンペーン	10月1日～12月31日 重点日 10月20日及び11月20日
○ 年末の交通安全県民運動	12月21日～12月31日

交 通 安 全 推 進 日		
交 通 事 故 死 ゼロを目指す日 ※1	4月10日 9月30日	記録の残る昭和43年以降、全国では、交通事故死亡事故が毎日発生しているという状況から、交通安全に対する国民の意識を高めるため、新たな国民運動として制定されました。
	○制定日 平成20年1月11日	
交 通 安 全 の 日※2	毎月20日	複雑多様化する交通情勢に対処するため、陸上交通に関係ある機関・団体及び全ての県民が一体となり、交通安全思想の高揚と実践活動を推進し、安全で住みよい生活環境を確立することを目的としています。
	○制定日 昭和48年3月26日	
自 転 車 安 全 利 用 の 日 ※2、※3	毎月10日	県民の間に広く自転車の安全な利用についての関心と理解を深め、自転車の交通ルールの向上を図り、自転車に関与する交通事故を防止することを目的としています。
	○制定日 平成25年7月1日	
高 齢 者 交 通 安 全 日 ※2	毎月10日	広く県民に高齢者を交通事故から守る交通安全思想の普及徹底を図るとともに、高齢者自らが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、高齢者の交通事故を防止することを目的としています。
	○制定日 昭和63年3月1日	

※1 令和3年4月8日、警察庁の統計上(昭和43年以降)初めて交通死亡事故ゼロであった。

※2 推進日が県の休日《土曜日及び日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日》に当たるときは、これらの日の翌日とする。

※3 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、毎月10日を「自転車安全利用の日」と定めている。

運動の推進事項

全ての機関・団体が共に取り組む事項	
①	悲惨な交通事故を限りなく減らすための総合的な交通安全対策の推進
②	交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの向上に向けた各種交通安全対策の推進
③	こどもと高齢者の交通事故防止を図るための各種対策の推進
④	横断歩行者の交通事故防止を図るための各種対策の推進
⑤	自転車乗車用ヘルメットの着用や自転車損害保険等への加入など自転車の安全な利用を促進する各種対策の推進
⑥	各季交通安全運動・「交通安全の日」等の活動の推進
⑦	交通安全行事への参加・協力
⑧	SNSを含む各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進
⑨	関係機関・団体や地域の特性を活かした交通安全教育の推進
⑩	「自転車安全利用五則」の周知啓発
⑪	“防衛運転” “防衛歩行”の普及促進
⑫	えひめ無事故・無違反123コンテストへの参加・協力
⑬	「愛媛県電動車いす安全登録制度」の普及促進
⑭	その他交通安全運動等の推進に関する事項
県	
①	交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部構成機関・団体等との連携・総合調整
②	各季交通安全運動等の実施要綱の策定と広報資料等の作成・配布
③	自転車の安全な利用の促進に関する総合的な施策の策定・実施やヘルメットの着用促進、自転車損害保険等への加入促進に関する広報・情報提供等の推進
④	交通安全教育指導者の育成・支援
⑤	えひめ無事故・無違反123コンテストの効果的な推進
⑥	出前型講習会や参加・体験・実践型の交通安全教育の促進
⑦	「集団暴走行為及び不正改造車両等のない社会づくり」の推進
⑧	「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の迅速かつ効果的な運用
⑨	交通事故相談活動等の交通事故被害者救済対策の推進
⑩	交通安全母の会等各交通安全団体の活動支援
⑪	その他交通安全運動等の推進に関する事項
市 町	
①	交通安全県民総ぐるみ運動の浸透
②	市町の交通情勢に対応した交通安全施策の推進
③	交通安全運動等の具体的実施施策の策定と連絡会議の開催
④	自転車の安全な利用の促進に関する施策の策定・実施
⑤	関係機関・団体等と連携した街頭活動及び参加・体験・実践型の交通安全教室の実施
⑥	交通安全大会・交通安全フェア等各種行事の開催
⑦	交通安全母の会等各交通安全団体の活動支援
⑧	違法駐車・迷惑駐輪追放活動の推進
⑨	その他交通安全運動等の推進に関する事項

県 警 察 本 部

- ① 交通事故分析に基づく効果的な広報啓発・安全教育・交通指導取締りの推進
- ② こどもや高齢者、歩行者を交通事故から守る取組の推進
- ③ 自転車の安全利用の促進及び小型モビリティの安全対策の推進
- ④ 交通実態に即した交通環境の整備
- ⑤ 県民の要望等に応える活動の推進
- ⑥ 災害等に備えた交通対策の推進
- ⑦ 公益性に配慮した道路使用環境等の確立

教育関係機関・団体

- ① 学校・社会・家庭教育における段階的・体系的な交通安全思想の普及
- ② こどもの発達段階に応じた自転車交通安全教育の推進
- ③ 教育活動全体を通じた組織的・計画的な交通安全教育の充実
- ④ 通学路等の安全点検の実施による「危険箇所」の把握及び整備
- ⑤ 登下校（園）時における街頭での交通安全指導及び保護・誘導活動
- ⑥ 児童・生徒等の体験・参加による交通安全活動の推進
- ⑦ 教職員等を対象とした各種交通安全研修会等の積極的な開催
- ⑧ 自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害保険等加入の促進に向けた
情報提供等の推進
- ⑨ 保育所・幼稚園等の保護者を対象とした交通安全教室等の開催
- ⑩ 交通安全に関する図画や作文の募集等への積極的な応募
- ⑪ その他交通安全運動等の推進に関する事項

交通安全教育関係団体

- ① 交通安全思想の普及啓発と各種交通安全教育の強化
- ② 関係機関・団体等との連携による街頭活動の強化
- ③ 反射材の普及促進活動
- ④ ハンドルキーパー運動の推進
- ⑤ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用の促進
- ⑥ 高齢ドライバーに対する安全講習の拡充
- ⑦ 教習生等に対する「ゆずりあい・思いやり運転」の指導徹底
- ⑧ 自転車の点検整備の励行とＴＳマークの普及促進
- ⑨ 自転車乗車用ヘルメットの着用及び自転車損害保険等加入の促進
- ⑩ 自転車安全教育指導員による交通安全教育の推進
- ⑪ 電動車いす安全登録の適正な実施及び交通安全指導の徹底
- ⑫ その他交通安全運動等の推進に関する事項

道路管理者・港湾管理者等

- ① 道路の不正占有（使用）の防止及び迷惑駐輪対策の推進
- ② 交通安全施設等の整備・点検・改修等による危険性の解消
- ③ 道路交通情報板等による広報活動及び交通安全運動等の情報提供
- ④ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ⑤ 歩行者・自転車・自動車等が共に安全に通行することができる道路環境の整備（シェア・ザ・ロード）
- ⑥ 交通事故多発場所における点検及び交通安全対策の推進
- ⑦ 暴走族に暴走行為やい集をさせない道路環境づくり
- ⑧ 道路パトロール活動の強化
- ⑨ 特殊車両取締りの強化
- ⑩ その他交通安全運動等の推進に関する事項

報道関係機関

- ① 交通安全行事の積極的な広報
- ② 交通安全行事への支援活動
- ③ その他交通安全運動等の推進に関する事項

各種団体・事業所等

- ① 講習会・朝礼等の機会を利用した交通安全思想の啓発及び交通安全教育の徹底
- ② 関係機関・団体と連携した各種交通安全キャンペーンの積極的な推進
- ③ 各種会議・研修会又は機関紙(誌)等の活用による交通安全意識の啓発
- ④ 自転車乗車用ヘルメットの着用や自転車損害保険等加入など自転車の安全な利用を促進する活動
- ⑤ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性や着用効果についての普及啓発
- ⑥ 明るい服の着用の呼びかけと反射材の活用促進
- ⑦ 飲酒運転を根絶する環境づくりとハンドルキーパー運動の推進
- ⑧ 高速道路の安全利用の促進
- ⑨ 「集団暴走行為及び不正改造車両等のない社会づくり」への協力
- ⑩ 違法・迷惑駐車 of 追放
- ⑪ 過積載運転・過労運転の防止
- ⑫ その他交通安全運動等の推進に関する事項

家 庭 等

- ① 「交通安全は家庭から」を基本とした交通安全に関するルールやマナーについての話し合い
- ② 各種交通安全キャンペーンへの積極的な参加
- ③ 「横断歩道 減速(原則) よく見る 止まる」の徹底
- ④ 「交差点 よく見る 止まる 徐行する」の徹底
- ⑤ 自転車乗車用ヘルメットの着用や自転車損害保険等加入の促進
- ⑥ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑦ 高齢運転者標識の使用促進及び運転免許証自主返納制度の利用
- ⑧ 道路通行時の危険ポイントや安全な横断・通行方法等についてのアドバイスの実施
- ⑨ 夕暮れ時の早めのライト点灯及び前照灯のこまめな切り替えの励行
- ⑩ 明るい色の服や反射材の着用及び灯火具携帯の励行
- ⑪ 飲酒運転追放 3 ない運動「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、飲ませない」の徹底
- ⑫ 「暴走をしない、させない、見に行かない」の徹底